

# 市政について聞く（一般質問）

12月定例会では、12名の議員により、2日間にわたって一般質問が行われました。  
ここでは、主な質問と答弁の要旨を掲載します。

## 市長の政治姿勢

### 市政の推進

**問** 市長は、「清潔・公平・市民と歩む信頼の市政、活気・活力の市政」を信条に市政の舵取りをされてきたが、本市の財政状況は危機的状況である。この状況下における市のトップとしての取組みについて伺いたい。

**答** 平成11年に市長に就任して以来、残された都市機能の整備、安全で安心して暮らせるまちづくりや市民の皆さんの市政への参加・参画によるまちづくりを行ってきた。そのような中で、本年度実施の市民アンケート調査「住みやすさ満足度」では、「満足」やや満足」が65・9%にのぼっており、市民の皆さんに三田市のまちづくりを評価いただいていると考えている。しかし、三田市の財政状況は危機的状況であるため、さらなる行財政改革を行うことが私に課せられた使命である。

次に、第3次総合計画の後期重点戦略であるが、三田を活気と活力あふれる市にするため、若者世代が定着する環境づくりとして「子育て支援や教育の充実」、「雇用の場の確保」を行う。将来を見据え、「人と自然が輝くまち三田」の実現に向けて、市政推進に取り組んでいく。

### 指導・監督責任

**問** 市長は、業者との一泊ゴルフ旅行にみられる「規律性」のなさ、三田地域振興株式会社の問題に対する原因究明がなされないなど「決断力」・「指導性」のなさや「責任性」のなさがみられる。これらについて市長自身はどう考えているのか。

**答** 「規律性」に関してゴルフ旅行の問題については、後援会活動として参加したものであるが、市民の皆様から疑惑を招くような行動は厳に慎むべきであり、今後とも市政の最高責任者として、より高い倫理観を持って行動していきたい。

## 総合計画の見直し

### 後期重点戦略

**問** 総合計画後期重点戦略案において、三田市の「強み・弱み」をどのように分析、整理しているのか。戦略の立案にあたっては、内部要因だけでなく、他都市の動向など外部要因も分析する必要があるのではないか。

**答** まず、三田市の「強み・弱み」については、三田の一番の魅力は豊かな自然環境や生活利便施設の充実、都市と農村の交流など生活の質を重視する暮らしを実現できる要素があることである。三田市は、土地の販売価格や土地面積等から、不利な部分もあるが、他のニュータウンと比較すると、商業施設や公益施設、また環境

## 質問者名

今北 義明 (盟正会)	榎田 充 (民主党)
関口 正人 (市民クラブ21)	國永 紀子 (日本共産党)
平野 菅子 (公明党)	関本 秀一 (新風みらい)
野村 弘子 (民主党)	中田 初美 (日本共産党)
藤原美津雄 (公明党)	厚地 弘行 (盟正会)
坂本 三郎 (熱血市民クラブ)	城谷 恵治 (日本共産党)

**問** 総合計画の見直しで「日本が一番子育てしやすいまち」を目指すとなっているが、子育ての現場の声をどううかがうのか。また、審議会に専門家がいないのはどう

### 子育てしやすいまち

**答** 子育て支援に関わっている方の声を生かすことについては、平成17年に策定した「三田市次世代育成支援地域行動計画」の策定段階において、ご意見をいただいた。

**問** 平成19年度予算編成の基本理念・編成方針について伺う。

### 新年度予算

**答** 国の構造改革による歳出削減や交付税総額の縮減など、地方財政を取り巻く厳しい状況のもとで来年度予算を編成しなければならぬ。

## 環境政策

**問** 新たに制定予定の「環境基本条例」に環境と他分野との統合をはじめ環境権、予防原則、生態系・生物多様性への配慮、地球環境への配慮などを、理念・考え方としてだけでなく、基本原則、「ルール」として明記してはどうか。また、条例内容を解説した教材を作成し、環境教育に役立てることを提案するがどうか。

**答** 今日の環境問題を解決するためには、日常生活や事業活動が環境に負荷をかけていることを認識し、市民・事業者・行政のすべてが環境配慮に取り組むことが求められている。環境基本条例案の中では生態系や地球環境への配慮

## 数字でみる市議会

(平成18年1月～12月)

	3月定例会	6月定例会	9月定例会	10月臨時会	12月定例会	計
会期	36	19	19	1	19	94日
本会議開催日数	5	4	4	1	4	18日
質問をした議員数	9	12	11	0	13	45人
傍聴者数	43	74	72	0	88	277人
市民センターなどでの本会議視聴者数	30	42	46	0	67	185人



▲環境問題に取り組む市民(環境ワークショップ)

などを条項に盛り込むとともに、「環境権」については、前文に考え方を示している。また、市民が環境に対して理解を深め、自主的な取り組みが進められるよう環境学習・環境教育を重点的に推進する。さらに基本条例制定後は、パンフレットや教材を作成し、小・中学生をはじめ市民の方々に条例を広めるとともに、環境に配慮した生活や活動を呼びかけていきたい。